

## 池田市制限付一般競争入札（電子入札）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、池田市（以下「本市」という。）が池田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めた制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

なお、一般競争入札の取扱いについては、本要綱のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、池田市財務規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、池田市電子入札運用基準及びその他関係法令に定めるところによるものとする。

### （対象工事）

第2条 一般競争入札に付することができる対象工事は、設計金額が120,000,000円以上の工事とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認める建設工事は、設計金額にかかわらず一般競争入札の対象工事とすることができるものとする。

### （入札の公告）

第3条 前条第1項又は第2項の対象工事を一般競争入札に付する場合は、施行令第167条の6の規定に基づき、規則第76条第2項に掲げる事項を池田市掲示場において公告するものとする。

### （入札参加資格）

第4条 入札参加資格は、次に掲げる資格要件にすべて該当する者に付与するものとする。

- (1) 本市の建設工事入札参加有資格者であること。
- (2) 建設業法に基づく経営事項審査結果の総合数値が一定の点数以上であること。
- (3) 対象工事と同種、同規模以上の施工実績を有していること。
- (4) 対象工事に配置予定の主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (5) 当該工事に必要な許可を有していること。
- (6) 公告日から開札日までの間において、池田市指名停止措置要綱（平成13年7月26日実施）に基づく指名停止措置又は池田市公共工事等暴力団対策措置要綱（平成23年10月1日実施）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) ICカードを取得し、電子入札システムに接続可能な者であって、公告に定める入札書受付期間の終期までに電子入札システム上で利用者登録を完了していること。
- (8) 前各号に掲げる要件のほか、対象工事について市長が必要と認める要件を満たしていること。

### （入札参加資格の決定）

第5条 前条に掲げる入札参加資格に係る詳細事項は、対象工事ごとに池田市請負業者審査会（以下「審査会」という。）の議を経て市長が決定するものとする。

### （入札参加方法）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を入札時に電子入札システムにより提出しなければならない。

2 申込書の確認は開札前に行い、参加の要件を満たしていないと認められた者の入札は無効とする。

（入札関係書類、設計図書等（図面、仕様書等）の配布）

第7条 入札関係書類、設計図書等は電子入札システムにより配布するものとする。

### （現場（入札）説明会）

第8条 現場（入札）説明会は、特に必要があると認めた場合を除き、実施しないものとする。

### （設計図書等に関する質問）

第9条 質問書の提出は、電子メール等によるものとする。

2 質問に対する回答は電子入札システムにより公開するものとする。

### （入札保証及び契約保証）

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書受付期間の始期までに入札予定金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を本市に納付しなければならない。ただし、当該者が、規則第82条各号のいずれかに該当するときは、入札保証金等の全部又は一部の納付の免除を受けることができる。

2 落札者は、本市との契約（仮契約を除く。）の締結と同時に当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければ

ばならない。この場合において、当該保証に係る額は、当該契約金額の100分の30（落札者が、池田市内に事業所を有する個人又は法人である場合にあっては、100分の10）に相当する額以上の額とするものとする。

（入札方法等）

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める入札書受付期間において、入札書及び入札価格に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札書受付締切日は、原則として、公告日の翌日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に基づき一定の期間（市の休日を除く。）を確保した上で設定するものとする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当した入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者が行った入札
- (2) 所定の日時に提出しない入札
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) ICカードを取得していない者が行った入札及びシステムの不正利用、ICカードの不正使用により行われた入札
- (5) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねて行った入札
- (6) 公正な競争を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
- (7) 入札時に工事費内訳書が添付されていない入札又は工事費内訳書の必要事項が記載されていない入札
- (8) 工事費内訳書に記載された合計金額の額と入札額が同額でない入札
- (9) 再度の入札において、1回目の最低応札価格以上の価格で行った入札
- (10) 入札金額の桁の取り違え等、表示上の錯誤と認められる入札
- (11) 第6条に定める申込書に虚偽の記載をした者の入札
- (12) 第6条第1項に定める申込書の確認を入札前に行った結果、参加の要件を満たしていないと認められた者の入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、公告時に示した条件等に違反して入札した者の入札  
（最低制限価格の設置）

第13条 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定するものとする。

2 最低制限価格を下回る価格でなされた入札は、失格とする。

（入札に参加できない者）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できないものとする。

- (1) 申込書を電子入札システムにより入札時に提出しなかった者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及びこれらに関連法令により規定されている反社会的団体員である暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営する建設業者及びこれらに準ずる者
- (3) その他特別の理由により、入札に参加することが適当でないとして認められる者  
（契約条項等を示す場所）

第15条 公告の写し、入札概要、工事請負契約書（案）、関係法令等を公告に定める方法により閲覧に供するものとする。

（落札候補者の決定及び提出書類）

第16条 開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 前項の規定による落札候補者は、公告に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 池田市制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格審査調書 第4条第1号、第2号及び第5号に掲げる資格があることを確認できる事項についての調書
- (3) 工事施工実績調書 第4条第3号に掲げる資格があることを確認できる同種・同規模以上の工事の施工実績についての調書
- (4) 配置予定技術者等の調書 第4条第4号に掲げる資格があることを確認できる配置予定の技術者の資格、同種の工事経歴等についての調書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、対象工事について市長が特に必要と認めるもの

- 3 前項第1号～第4号に規定による書類は、電子入札システムにより配布する。  
(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第17条 当該落札候補者に対する入札参加資格の有無について、前条第2項各号に掲げる書類により確認を行うものとする。

- 2 前項の確認により、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、その理由を付して当該落札候補者に通知するとともに、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

- 3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡するものとする。  
(公表)

第18条 市長は、落札者決定の日の翌日に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 申込書を提出した者の商号又は名称
- (2) 入札参加有資格者名及び入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札参加者の商号又は名称
- (4) 入札経過及び結果
- (5) 入札予定価格及び最低制限価格
- (6) 落札者名及び落札金額

- 2 前項各号に掲げる事項の公表の期間は、池田市建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（昭和57年6月1日実施）の規定によるものとする。

(本要綱の適用)

第19条 共同企業体方式により発注する場合に係る入札においても本要綱を適用するものとする。

(様式)

第20条 この要綱に定める提出書類の様式は市長が入札要項等において別に定める。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関して必要な事項は、市長が入札要項等において別に定め、又は公告において別に記載する。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から実施する。